

原発事故当時、仙台市に住居があったが、里帰り出産（第二子）のために自主的避難等対象区域（いわき市）内の実家に滞在しており、原発事故後避難した申立人ら（母及び第一子）について、直接請求手続においては、自主的避難等対象区域に生活の本拠がなかったことを理由に賠償がされていなかったところ、上記事情を考慮し、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の額（それぞれ中間指針第一次追補における損害額の目安40万円及び東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースによる避難に伴う費用20万円の合計60万円）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2及びX3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 （1）生活費増加費用及び移動費用
 （2）精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（1）に係る和解金として80万円、（2）に係る和解金として40万円、合計金120万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（または記名）押印の上、各自1通を保有する。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年9月8日

（仲介委員 大西 英敏）